

平成23年度地球温暖化対策報告書 ご提出事業者様・ご提出予定事業者様へ

東日本大震災に伴う電力不足への対応に関する 「地球温暖化対策報告書」における特定温室効果ガス排出量算定に係る特例について

1 概要

東日本大震災に伴う電力不足への対応のため、コージェネレーションや自家発電設備の活用等を行った場合については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別表第1の備考の2に規定する知事が別に定める方法（同表に掲げる算定方法に代えて用いることができる方法）として特定温室効果ガス排出量の算定方法の特例を設ける。

2 適用期間

- ① 3月11日から4月10日まで（震災発生から計画停電原則実施の期間まで）
- ② 電気事業法第27条に基づく電力使用制限期間（7月1日から9月22日まで）
- ③ 4月11日から電気事業法第27条に基づく電力使用制限が開始される日の前日まで（ただし、①又は②の期間に実施された措置と同じ措置が実施された場合に限る）

3 適用対象

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第8条の23に基づき、地球温暖化対策報告書を提出する事業所において、東日本大震災に伴う電力不足への対応として、次の（1）から（3）までに掲げる措置を実施した場合

（1）自家発電自家使用

- ア 休止していた自家発電機（コージェネレーションシステムを含む。）を①又は②の期間及びそれらに引き続く③の期間に稼働させて発電した電気を事業所内で使用した場合（上記の休止とは、平成21年4月1日から平成23年3月10日までに、運転実績（点検等による運転を含む。）がないことをいう。）
- イ 3月12日以降に新設（更新設置を除く。）した自家発電機（コージェネレーションシステムを含む。）を①又は②の期間及びそれらに引き続く③の期間に稼働させて発電した電気を事業所内で使用した場合
- ウ ①、②及び③の期間に計画停電が実施された際に非常用発電機を稼働させた場合
- エ ①又は②の期間及びそれらに引き続く③の期間に既設の自家発電機（コージェネレーションシステム、商用電源と併用可能な非常用発電機を含む。）の稼働時間を増やすなどして、発電量を2009年度又は2010年度の同月より増加させた場合

（2）熱源等のエネルギー源の電気から燃料等への変更

- ア ターボ冷凍機など電動式冷凍機を主とする運転から吸収式冷凍機を主とする運転方法へと変更し、エネルギー源を電気から燃料等へ変更した場合
- イ その他電気の使用量を低減させ、燃料等の使用量が増加するアに類する方法により節電を行ったものとして知事が認める場合

（3）東京電力への売電

電気供給事業所が①、②及び③の期間に東京電力へ売電した場合

4 お問い合わせ先

本特例措置の適用を希望する事業者様については、以下の担当部署までご相談下さい。（希望しない場合は、ご連絡頂く必要はございません。）

なお、既に平成23年度地球温暖化対策報告書を御提出された事業者様も適用を受けることができます。（修正対応）

【お問い合わせ先】

東京都 環境局 都市地球環境部 計画調整課
中小規模事業所対策支援係 03-5388-3443(直通)